

所沢市は創業する人を応援します！



所沢市イメージマスコット
「トコロん」

所沢市の創業支援メニューのご案内

所沢市では、産業競争力強化法に基づいて国から「創業支援事業計画」の認定を受け、市内で創業を目指す方の支援に取り組んでいます。この計画に定めた開業ゼミナールなどの「特定創業支援事業」を修了すると、国が定めた各種優遇措置を受けることができます。その他にも新たに事業を始めようとする方への支援策がありますので、まずはご相談ください。

あなたの創業を
サポートする
所沢市の
取り組み

☆特定創業支援事業

①開業ゼミナール

定期的に行っている少人数制の実践的セミナー。開業に関する基礎知識から事業計画の策定までをみっちり学べます。(有料)
問合せ：所沢商工会議所
Tel 2924-5581

☆特定創業支援事業

②開業個別相談会

中小企業診断士や金融機関等の専門家とマンツーマンの相談会。些細なことでもお気軽にご相談ください。(無料)
問合せ：所沢商工会議所
Tel 2924-5581

☆特定創業支援事業

③開業カフェ(女性限定)

創業を考え始めた女性、創業を迷っている女性を対象に、女性講師によるセミナーと交流会を通じて起業の方法を学びます。(有料)
問合せ：所沢商工会議所
Tel 2924-5581

④農商工連携

きっかけづくり交流会

市内商工業者、農業者のマッチングイベント。地域資源を活用した創業を後押しします。(無料)
問合せ：所沢市産業振興課
Tel 2998-9157

⑤空き店舗出店補助

市内商店街の空き店舗に新規出店する費用の一部を補助(上限120万円)。商店街を盛り上げてくれる方を後押しします。
問合せ：所沢市商業観光課
Tel 2998-9155

⑥新規創業支援資金

開業前～開業後3年までの方が利用できる、利率1.0%の低金利融資制度です。問合せ：所沢市産業振興課
Tel 2998-9157

※創業を目指す方・創業後間もない方のお悩みに対応する相談機関もございます。詳しくはお気軽に産業振興課へお問い合わせください。

特定創業支援事業と優遇制度

特定創業支援事業に参加し、一定の要件を満たした場合、以下の優遇制度を受けられます。

○市内に会社※を設立する際の登録免許税の軽減

(※会社とは株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。)

○無担保・第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6か月前から利用可能

○日本政策金融公庫「新創業融資制度」の要件緩和

○日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率引き下げ



お問い合わせ先 所沢市 産業経済部 産業振興課
電話：04-2998-9157(直通) FAX：04-2998-9162
E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp